

## 財団法人全国地域情報化推進協会 委員会規程

### (設置)

第1条 委員会は理事会の議決により設置される。

### (組織)

第2条 委員会の構成員は、参加を希望する特別会員及び普通会員とする。

### (委員長等)

第3条 委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、理事会が選任する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員会は、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

6 アドバイザは委員長が選任する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員会は、構成員の2分の1以上の者の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

6 委員会は、やむを得ない場合、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

### (任期)

第5条 委員長、副委員長、アドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (所掌事項)

第6条 委員会の所掌事項は理事会の議決によるもののほか、委員長が必要と認めた事項とする。

2 委員会がとりまとめた調査研究、政策提言等の成果物は、理事会に報告し、承認を受けるものとする。

### (WG)

第7条 委員長は、委員会の所掌事項のうち専門的事項を検討するため、必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

### (WGの組織)

第8条 WGの構成員は、委員長が指名する委員会構成員をもって充てる。

- 2 委員長の指名する副委員長は、WGの構成員になるとともに、WGと委員会の方針との調整及びWG相互間の調整を行う。
- 3 WGに主査、副主査を置く。
- 4 主査及び副主査は委員長が指名する委員会の構成員をもって充てる。
- 5 主査は、会務を総理し、WGの議長となる。
- 6 副主査は主査を補佐し、主査に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 主査及び副主査の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(WGの会議)

第9条 WGの会議は、主査が招集する。

- 2 WGは、必要に応じてWGの構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 WGの議事は、その構成員の2分の1以上が出席した会議において、その出席した構成員の3分の2以上の同意をもって決する。
- 4 やむを得ない理由のため会議に出席できないWGの構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
- 5 WGは、やむを得ない場合、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 6 WGの主査は、WGにおいて検討した事項を委員会に報告しなければならない。この際、反対意見があった場合には、その意見も併せて報告しなければならない。

(WG報告の事前審査)

第10条 WGの主査は、前条第6項に基づく報告を行おうとする場合は、事務局に報告案を提出する。この際、同項の反対意見があった場合は、その意見を付して提出する。

- 2 前項の報告案の提出を受けた場合、事務局は、書面又は電子メールにより委員会の構成員に報告案を送付し、事前審査に供する。
- 3 前項の審査は、委員長が検討事項に応じて定める期間以上行うこととし、委員会の構成員は、その期間中、書面又は電子メールにより質問又は意見を事務局に提出できる。
- 4 前項により質問又は意見が提出された場合、事務局は、その質問又は意見をWGに送付するものとし、WGの主査はその回答を事務局に提出する。
- 5 前項の回答を受けた場合、事務局は、その回答を書面又は電子メールにより委員会の構成員に送付する。
- 6 前5項の事務局の事務処理は、第8条第2項に規定する副委員長が統括する。
- 7 事前審査期間を満了し、前条第6項に基づく報告を行う際には、WGの主査は、事前審査の期間中の報告案に対する質問又は意見があった場合には、それに対する回答と併せて報告する。

(アドバイザ会議)

第11条 委員長は、WGの検討事項が高度に専門性を有するものであるときには、その

検討結果を専門的見地から評価するため、アドバイザからなるアドバイザ会議を設置し、意見を求めるものとするができる。

2 前項の場合には、前条第2項の報告案の提出を受けた際、事務局は、アドバイザ会議の意見を求め、その意見を附した報告書案を委員会の構成員に送付するものとする。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びWGの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成18年5月15日から施行する。